

## 令和5年度の被措置児童等虐待の状況について

児童福祉法第33条の16及び同法施行規則第36条の30の規定に基づき、福岡県内における令和5年度の被措置児童等虐待の状況について公表します。

### 1 被措置児童等虐待の状況

年度	受理件数	事実確認を行ったもの	虐待の事実が認められたもの	虐待の事実が認められなかったもの	虐待の事実の判断に至らなかったもの
令和5年度	6件	6件	1件	0件	5件 <sup>(※1)</sup>
令和4年度	6件	7件 <sup>(※2)</sup>	4件	3件	0件
令和3年度	1件	0件	0件	0件	0件

※1 令和5年度中に事実確認の調査が完了せず、虐待の事実の判断に至らなかったもの。

※2 令和3年度に受理した事案を含む。

#### 【令和5年度の事案の状況】

- 虐待と判断した1件の施設等の種別は、社会的養護関係施設。
- 虐待の種別は、身体的虐待。
- 虐待を行った者は、当該施設の児童指導員。
- 県では、調査結果を社会福祉審議会児童福祉専門分科会に報告するとともに、当該施設に対し、被措置児童虐待防止に関する職員研修の実施や再発防止を図るための組織・運営体制の見直しを行うよう指導を実施。

### 2 被措置児童等虐待防止のための県の取組

- 福岡県域児童養護施設協議会と共催し、社会的養護関係施設職員に対し、こどもの権利擁護や児童虐待の根絶に向けた研修を継続して実施するとともに、指導監査において、虐待防止の取組状況を確認し、必要に応じて指導を実施。
- 障がい児施設等の管理者に対する集団指導において、虐待防止の取組の周知を行うとともに、職員を対象に虐待防止や権利擁護に関する研修を継続して実施。